

<旅館・ホテル関係の**新規**手続き>

【長崎県南保健所 衛生環境課】担当者が不在の場合がありますので、来所の際は事前連絡ください。
TEL:0957-62-3288 FAX:0957-64-6520 E-mail:s11620@pref.nagasaki.lg.jp

関係法令	申請書類名等 (クリックでリンクします)	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
1 旅館業法	旅館業営業許可申請書	1部	22,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・営業施設の構造設備を記載した図面 [建物配置図、各階平面図、側面図、配管図 (給排水、ガス等)、照明図] ・施設概要がわかる書類 (任意様式) ・法人の定款又は寄附行為の写し ・付近100メートル以内の見取り図 ・[宿泊者が自ら給湯しない場合]原水 (湯)、上がり用水 (湯) に井戸水、ボーリング水を使用する場合は、色度、濁度、ペーハー (pH) 値、有機物 (過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌、レジオネラ属菌の検査結果書 ・消防法令適合通知書の写し ・建築確認検査済証の写し 等 	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→「生活衛生」→「旅館業」 
2 公衆浴場法 ※必要な場合(宿泊しない客への日帰り入浴をすすめる場合)のみ ※足湯は許可不要	公衆浴場営業許可申請書	1部	22,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場の構造設備を記載し図面 [建物配置図、各階平面図、側面図、配管図 (給排水、ガス等)、照明図] ・最寄の公衆浴場との距離を明記した付近600メートル以内の見取り図 ・法人の場合は、定款又は寄附行為の写し ・[宿泊者が自ら給湯しない場合]原水 (湯)、上がり用水 (湯) に井戸水、ボーリング水を使用する場合は、色度、濁度、ペーハー (pH) 値、有機物 (過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌、レジオネラ属菌の検査結果書 ・消防法令適合通知書の写し ・建築確認検査済証の写し 	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→「生活衛生」→「公衆浴場」 
3 興行場法 ※必要な場合(映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設を設置する場合)のみ	興行場営業許可申請書	1部	20,000円 ※仮設は6,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場の構造設備を記載し図面 [建物配置図、各階平面図、側面図、配管図 (給排水、ガス等)、照明図] ・興行場の付近100メートル以内の見取り図 ・法人の場合は、定款又は寄附行為の写し ・建築基準法に基づく「検査済証」の写し ・消防署長からの「消防法令適合通知書」 ・仮設興行場である旨の書類 (仮設の場合) 	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)生活環境課→生活衛生課営業指導関係→生活衛生関係各種届出様式 
4 建築物衛生法 (特定建築物) ※必要な場合(旅館業区画の延べ床面積が3,000㎡以上)のみ	特定建築物(変更)届 ※開始後1か月以内に届出	2部	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合は、住民票の写し、運転免許証等で提示 ・法人が申請者の場合は、定款、寄附行為の写し又は登記簿謄本 ・構造設備の概要 ・平面図 (給排気及び給排水系統図を含む) ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し ・所有者以外の者が維持管理について権原を有する場合にあっては、それを証する書類 	
5 食品衛生法 ※必要な場合(営業者が宿泊客や外部の客へ食事を提供する場合)のみ	営業許可申請書・営業届(新規、継続) ※食品衛生申請等システムでの申請も可 ※着工前に要事前相談。	1部	16,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造及び設備を示す図面 ・食品衛生責任者の資格を証明する書類 ・飲用に適する水 (水道水以外の水) を使用する場合は、水質検査 (26項目) の結果 	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→「食品衛生」→「食品営業許可について」→「食品営業許可・届出について」 

関係各法令		申請書類名等(クリックでリンクします)	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
6	温泉法 ※必要な場合(浴用(足湯を含む)や飲用で温泉を利用する場合)のみ	温泉利用許可申請	1部	35,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 ・法人の登記事項証明書又は定款 ・温泉成分分析表(概ね10年以内のもの) ・許可を受けようとする施設の状況がわかる写真 ・許可を受けようとする施設の図面(浴槽の位置、数、源泉から浴槽までの配管等がわかるもの) ・飲用許可の場合は、一般細菌、大腸菌並びに有機物の量に関する検査結果 ・「温泉利用施設における硫化水素事故防止のためのガイドライン」に基づく浴槽ごとの硫化水素ガス濃度測定結果 	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「生活衛生」→「温泉」 
7		温泉成分等揭示届出 ※上記温泉利用許可申請と併せて提出	1部	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉成分分析書(概ね10年以内のもの) 	
8		可燃性ガス濃度確認申請書 ※可燃性天然ガスの濃度測定が必要	1部	7,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉の採取場所を示した図面及び付近の見取り図 ・温泉の採取場所の状況を現した写真 ・温泉井戸及び貯湯槽等におけるメタンの濃度及び量の測定結果報告書 	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)自然環境課→温泉の保護・活用→温泉に関する申請様式一覧 
9	温泉所有者・温泉利用権者変更届(任意様式)	2部	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書 ・売買又は譲渡を証明する書類(写し) 	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「生活衛生」→「温泉」 	
10	水質汚濁防止法	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書 ※工事着工(既存施設をそのまま使う場合、営業開始)の60日前までに、設置届出の提出が必要。ただし、やむを得ない事情により困難な場合は「実施の期間短縮願」を提出すれば60日を短縮することが可能。	2部	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場位置図(Googleマップなど) ・事業場平面図(特定施設(厨房・浴室・洗濯施設)の位置及び給水(青線)・排水経路(赤線)を明記すること) ・排水処理施設(浄化槽等)の仕様書 ・(排水量が50㎡以上になる場合)排水処理施設(浄化槽等)の算定根拠が分かる資料 	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)地域環境課→(業務一覧)環境監視→届出等様式(環境保全)→水質汚濁防止法関係届出等様式 
11	浄化槽法 ※必要な場合のみ	浄化槽設置届等	※担当者に相談ください。			県庁トップ画面→電子申請→電子申請システムはこちら→申請書ダウンロード→(検索キーワード)「浄化槽」で検索 

※貯水槽、井戸等を設けて給水する場合や排水を下水道へ接続する場合は、所管する市担当課へ相談すること。

※風営法等に関する内容は、所管する警察署に相談すること。